



長野県報

6月29日(木)
令和5年
(2023年)
第418号

目次

規則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課、交通規制課).....	1
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(交通規制課).....	2

告示

事務処理規則に基づく地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等の指定(人事課).....	2
保安林予定森林にする旨の通知(8件)(森林づくり推進課).....	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課).....	6
公共測量の実施(建設政策課).....	6
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課).....	6
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	7

公告

表彰規則に基づく表彰(人事課).....	7
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課).....	8
建設業法に基づく処分(建設政策課).....	9
都市計画道路の変更案に係る公聴会の中止(都市・まちづくり課).....	9
特定調達契約に係る落札者の決定(学びの改革支援課).....	9
特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(医療政策課).....	10

規則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年6月29日

長野県公安委員会委員長 山田千代子

長野県公安委員会規則第9号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「原動機付自転車(」を「一般原動機付自転車(」に改める。

第22条第10号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

第30条第1項及び第33条第2項第14号中「及び第15号」を「、第15号及び第16号」に改める。

別表第1の2中「「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」を「「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」に、「「自転車専用」、「自転車及び歩行者等専用」を「「特定小型原動機付自転車・自転車専用」、「普通自転車等及び歩行者等専用」に改め、同表の5の(10)のケ中「第4条第70号」を「第4条第65号」に改め、同5の(11)のイ中「別表第1号の2」を「別表第1号表ノ2」に改める。

附則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

交通企画課
交通規制課

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年6月29日

長野県公安委員会委員長 山田 千代子

長野県公安委員会規則第10号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

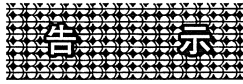
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「自転車」を「特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

交通規制課



長野県告示第358号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の規定に基づき、令和5年度において地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

令和5年6月29日

長野県知事 阿部 守一

市町村森林整備支援事業補助金交付要綱（令和5年4月28日付け5森政第69号林務部長通知）の規定に基づく補助金

人事課

長野県告示第359号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年6月29日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市信州新町日原東字降沢550・字雨降沢574・577の1・582の2・601のイ・602（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、
字降沢559の1、559の2、字雨降沢575、576、577の2、582の1、584、600

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課